平成２９年（フ）第６号
青森県三沢市下久保１丁目７番地11号　ウェルハウス下久保Ａ、旧住所青森県三沢市さつきヶ丘１丁目23番地153号　さつきヶ丘団地１号棟63―１―202
債務者　マカリスターるみ子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２１号
福島県伊達郡桑折町字庫場15番地18号
債務者　渡邉　慶高
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
長野県飯田市本町４丁目1302番地６　日通プロパンビル302号室、住民票上の住所長野県下伊那郡泰阜村4345番地
債務者　木間　たせ
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２３号
長野県飯田市中村1623番地２（ベアキャニオン103号）
債務者　小林恵里子（旧姓今牧）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２６号
長野県飯田市駄科1666番地２
債務者　片桐　恵美（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３４４号
京都府京田辺市田辺西垣内10番地、前住所京都府京田辺市田辺蔦木22番地の44　コーポ芝22号室
債務者　山本　彦治
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
京都府宇治市伊勢田町井尻20番地　メゾンレボス伊勢田207号
債務者　森田　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
徳島県徳島市中島田町２丁目18番地の２
債務者　岡村　由美
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
福岡県田川郡大任町大字今任原4117番地１不動団地23号
債務者　西本真由美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４６号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６　市営櫛の山住宅７棟14号
債務者　姫野　瑞基
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１３号
千葉県木更津市文京５丁目２番２号　メゾンＫ
破産者　佐久間淳徳
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第７０２号
埼玉県所沢市東所沢２丁目37番５号
破産者　株式会社アクアエンジニアリング
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８１号
埼玉県新座市新座２丁目２番14号　ユニティ落合202号室
破産者　富田敦子、加藤篤子こと　冨田　敦子
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１９４号
札幌市西区八軒10条西４丁目７番８号
破産者　有限会社Ｄａｙｖｉｃ
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
千葉県佐倉市王子台２丁目３番地12
破産者　有限会社アスクシード
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１２号
千葉県佐倉市大崎台４丁目５番地17
破産者　有限会社エコプランインターナショナル
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３号
千葉県四街道市千代田４丁目18番22号
破産者　望月　　誠
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６７４７号
東京都目黒区目黒本町１丁目３－５、開始決定時の住所東京都目黒区下目黒６丁目１－５
破産者　別府秀児朗
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅19―308
破産者　鈴木　靖彦
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部